

レンタル約款

東尾メック株式会社

第1条（総則）

本レンタル約款は、東尾メック株式会社（以下「貸貸人」という）とお客様（以下「賃借人」という）との間のレンタル工具の動産（以下「レンタル物件」という）の使用貸借契約（レンタル契約）について適用する。

第2条（レンタル期間）

レンタル期間は、貸貸人が賃借人に対しレンタル物件を引き渡した日より起算し、賃借人に返却した時点をもって終了とする。

第3条（レンタル料金）

賃借人は貸貸人に対し、貸貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに貸貸人の指定する銀行口座に振り込み、もしくは商品売買基本契約書に記載の決済方法により支払うものとする。なお継続物件に関しては、1ヶ月毎の請求とする。

第4条（レンタル物件の引渡し）

賃借人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の所定の場所において引き渡すものとする。

第5条（担保責任）

- ① 貸貸人は賃借人に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性については担保しないものとする。
- ② 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた日以後2日以内にレンタル物件の性能の欠陥につき賃借人に対して通知しなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡しされたものとする。

第6条（レンタル物件の使用保管）

- ① 賃借人はレンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用し、保管し、これに要する費用は、賃借人の負担とする。
- ② 賃借人は事前に貸貸人から書面による承諾を得なければ次の行為をすることができない。
 - イ、レンタル物件を第4条所定の場所以外に移動すること。
 - ロ、レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
 - ハ、レンタル物件に添付された貸貸人の所有権を明示する標識、調整済み等の標識を除去または汚損すること。
 - ニ、レンタル物件について質権および譲渡担保権その他賃借人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
- ③ 賃借人は、レンタル物件について、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害が無いように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを賃借人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

第7条（レンタル物件の滅失・毀損・盗難）

賃借人がレンタル物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合、レンタル物件が盗難（強盗、窃盗などあった場合を含む）に遭った場合、賃借人は賃借人に対し、代替レンタル物件（新品）の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、更に損害があるときはこれを賠償するものとする。

第8条（保険）

- ① 貸貸人はレンタル物件に動産総合保険を付保するものとする。
- ② レンタル物件に保険事故が生じた場合、賃借人は賃借人に対し直ちにその旨を通知するものとする。
- ③ レンタル物件に保険事故が生じた場合に、賃借人が保険に加入しているときは、賃借人は、自ら加入する保険を使用するものとし、貸貸人の保険は使用しないものとする。
- ④ 前項の場合、賃借人は、受領した保険金を速やかに被害者もしくは賃借人に支払うものとする。
- ⑤ レンタル物件に保険事故が生じた場合に、賃借人が保険に加入していないときは、賃借人は、賃借人に対し、賃借人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとする。
- ⑥ 賃借人が本条②項または⑤項の義務を履行し、賃借人が保険金を受領した場合、賃借人は賃借人に対し第7条所定の賠償義務について、受取保険金分のみを免除し、差額及び該当保険料については免除しないものとする。ただし、賃借人が②項または⑤項のいずれかの義務を怠り、または、レンタル物件の滅失毀損もしくは盗難について重過失がある場合はこの限りでない。

第9条（債務不履行など）

賃借人が次の各号の一つに該当した場合、賃借人は、催促をしないで通知のみによりレンタル契約を解除することができる。この場合、賃借人は賃借人に対して未払いレンタル料その他金銭的債務全額を直ちに支払い賃借人になお損害があるときには、これを賠償するものとする。

- ① レンタル料の支払いを一回でも遅延し、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- ② 支払いを停止し、または、手形、小切手を不渡りにしたとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、会社整理、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき。
- ④ 営業を休廃止し、または解散したとき。
- ⑤ 営業が引き続き不振であったり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。

第10条（レンタル物件の返還）

- ① レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃借人に対し、直ちにレンタル物件を賃借人の指定する場所に返還するものとする。
- ② 賃借人が前項の義務の履行を怠った場合は、賃借人は賃借人に対し、レンタル期間終了日の翌日からレンタル物件の返還日までレンタル料金相当額の遅延損害金を支払うものとする。
- ③ レンタル期間中何等かの不具合で代替品を出荷した場合、賃借人は、代替品到着後速やかに不具合品を賃借人に返還するものとする。なお、代替品到着後1ヶ月を経過しても不具合品が返還されない場合には、重複レンタル物件分のレンタル料相当額の遅延金を請求するものとする。

第11条（引渡し、返還の費用負担）

レンタル物件の引渡しおよび返還にかかわる運送費などの諸費用は、それぞれレンタル物件を発送する側が負担するものとする。すなわち、レンタル物件の引き渡しについては賃借人が負担することとなり、レンタル物件の返還については賃借人が負担することとなる。なお、代替品や不具合品にかかわる運送費などの諸費用についてもこれに準ずるものとする。